

会員各位

特定非営利活動法人 中部定期借地借家権推進機構
創設20周年記念事業

第14回 記念講演会

中部定借機構創設から今年で20年を迎え、その後NPO法人として認証を受けからも14年となります。この長きにわたる機構活動が続けて来られたのもひとえに皆様のご支援の賜物と心より感謝いたしております。そして、この節目の年、感謝の気持ちを込めて機構創設20周年記念事業としての『講演会』と『懇親会』を盛大に開催することとなりました。皆様、是非お誘い合わせの上、ご参加下さいますようお願いいたします。

日 時：平成28年5月20日 金 14:30～17:00(受付 14:00～)
会 場：一般社団法人 名古屋銀行協会 201号
定 員：80名(予定数になりましたら締め切らせて頂きます。)
申込締切：平成28年5月10日(火)〔受講料振込も同日までをお願いします。〕
受 講 料：一般 5,000 円、定借プランナー 4,000 円(※特典)、機構会員 3,000 円

来賓挨拶：愛知県建設部よりお招きいたします。(確定後、改めてお知らせします。)

講演：『民法改正が今後の不動産取引実務に与える影響』

民法改正によって不動産取引のルールが抜本的に変わります！ 新民法施行後、売買・賃貸借契約書も変更が必要となる等々、不動産取引実務のどこが変わるのか！ 詳しくそのポイントを解説します。

これらをまとめて学ぶ絶好の機会です。建設・不動産・金融機関等に携わる皆さん！是非ご聴講下さい。

☆講師：海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫 先生(当機構特別顧問)

≪講演終了後、17:30 から4階会場で、機構創設20周年記念懇親パーティを開催します。≫
別紙、懇親会のご案内もご覧下さい。

(ご記入の上、切り取らないでこのままご送信下さい。)

記念講演会 FAX 参加申込書 平成28年5月10日必着

*定借プランナーの方はお名前の後に認定番号をご記入下さい。 *用紙が足りない場合は本書をコピーしてご使用ください。

会社 ・団体名		TEL	
		FAX	
お役職名		・一般	_____名 × 5,000 円
		・定借プランナー	_____名 × 4,000 円
		※メール申込・受講料振込のプランナー	
お名前	認定番号()	・会員	_____名 × 3,500 円※
			_____名 × 3,000 円
お役職名		(会員のご紹介での参加者も 3,000 円)	
		合 計 _____ 円	
お名前	認定番号()	【領収証 : 要 ・ 不要】	
連絡先ご担当 e-mail	お名前・メールアドレスをお願いします。		受講料振込先：愛知銀行 本店営業部 (普)1029077 名義 『NPO法人中部定借機構』

FAX 052-261-6826 / E-Mail cto-s@spice.or.jp



特定非営利活動法人 中部定期借地借家権推進機構

≪お問合せ先≫ 事務局 〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3番26号(昭和ビル3F)

TEL 052-261-6823/FAX 052-261-6826 ホームページ <http://www.cto-s.jp>

■個人情報の取り扱いについて

ご提供いただきました個人情報は、当機構が主催・運営するセミナー・講演会等の情報をご紹介するために利用させていただく場合があります。これらの正当な目的以外に無断で利用することはありません。なお、ご提供いただきました個人情報は当機構にて厳重に管理いたします。